

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高		運転資金として			71,651
普通預金	日生信用金庫 三石支店		運転資金として			20,013,231
定期預金	日生信用金庫 三石支店		借入金返済及び修繕資金確保のため			2,600,000
			小計			22,684,882
事業未収金	岡山県国保連合会 他		2月分、3月分介護報酬			50,673,391
前払金	あいおいニッセイ同和損害保険(株)		前払火災保険料			568,902
その他の流動資産	(公財)自動車リサイクル促進センター		自動車リサイクル料金			70,940
	流動資産合計			0	0	73,998,115
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1		第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。			80,488,475
建物	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1	2002年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。	711,325,000	299,610,036	411,714,964
建物	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1	2012年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。	394,313,000	81,162,759	313,150,241
建物	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1	2002年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。	9,545,550	9,545,546	4
			小計			724,865,209
	基本財産合計			1,115,183,550	390,318,341	805,353,684
(2) その他の固定資産						
土地	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1		職員駐車場			700,000
建物	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1	2003年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。	500,000	386,100	113,900
	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1	2009年度	第1種社会福祉事業である、特別養護老人ホーム施設等使用している。	907,200	907,198	2
			小計			113,902
構築物	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1		庭園、裏庭水路他	3,441,017	2,663,080	777,937
車輛運搬具	日産普通自動車2台、スズキ軽自動車3台 他		利用者送迎用	11,193,780	11,193,775	5
器具及び備品	コピー機、印刷機、プロジェクター、中間浴槽他		通常業務	60,817,099	56,871,743	3,945,356
権利	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1		水道施設権利金	659,940	659,938	2
電話加入権	電話加入権		通常業務	143,790	0	143,790
ソフトウェア	PCA会計ソフト 他		帳簿記帳 他	2,428,400	1,953,140	475,260
出資金	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1		出資金 3口	120,000	0	120,000
	その他の固定資産合計			80,211,226	74,634,974	6,276,252
	固定資産合計			1,195,394,776	464,953,315	811,629,936
	資産合計			1,195,394,776	464,953,315	885,628,051
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	職員給与他事業費、事務費					21,780,747
職員預り金	源泉所得税					233,275
賞与引当金	特別養護老人ホーム深谷荘 備前市 三石2791番1					10,008,334
	流動負債合計			0	0	32,022,356
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人 福祉医療機構					283,997,000
	固定負債合計			0	0	283,997,000
	負債合計			0	0	316,019,356
	差引純資産			1,195,394,776	464,953,315	569,608,695

(の留意事項)

- ・土、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。